

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成27年度 川西市健康づくり推進協議会 第2回専門部会		
事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部健康づくり室 内線(4530)		
開催日時	平成27年12月16日(水) 午後2時~午後3時45分		
開催場所	川西市医師会医療会館		
出 席 者	委 員 (敬称略)	藤末 洋          藤木 薫          藤原 政嘉          日下 厚子 野平 淳一郎      横谷 弘務          寶田 順子          田川 幸子 山上 和美	
	その他		
	事務局	健康福祉部健康づくり室 根津部長・小倉室長・山内参事・池田主幹・松本主幹・坂上副主幹・ 曾野副主幹・米田主査・森主査・北田主任保健師	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別添「審議経過」のとおり		
会議結果	別添「審議経過」のとおり		

## 審 議 経 過

川西市健康づくり推進協議会 第2回専門部会 審議経過（要旨）

平成27年12月16日

午後2時～3時45分

川西市医師会医療会館

出席者：9名（欠席者：3名）

### [会議次第]

- 1 開会
- 2 協議事項  
（仮称）川西市健幸まちづくり条例の制定について  
①条例（素案）要綱及び解説の修正案について  
②条例（素案）要綱の構成・条文について（「5 市民公益活動団体の役割」から）
- 3 その他
- 4 閉会

## 健康づくり推進協議会 専門部会(27.12.16)

### ●協議事項① 条例（素案）要綱及び解説の修正案について

#### ○事務局 条例（素案）要綱及び解説の修正案について説明

前回の専門部会におきまして、委員の皆様からご指摘、ご意見をいただきました点について、事務局の方で検討し修正を加えました。訂正した部分は、見え消しで訂正線を入れ、修正した文言は太字で記しております。

また、市の法制担当とはまだ調整いたしておりませんので、今後、表現が変わる可能性があることを予めお含みおきください。

それでは、前文の修正した部分から、ご説明させていただきます。

まず、「近年、」から始まる2段落目から「一方、」から始まる5段落目までの、段落のかたまりが大きすぎるので、「次の重要な部分が目立たない」とのご指摘をうけ、5段落目「一方、」の前に一行挿入いたしました。

また、5段落目では、「地域活動を行うこと、そのものが健康づくりである、と書いた方がよい」とのご指摘がございました。同段落に「活発な地域活動そのものが健康づくりであり、」と加え、それに合わせ、「健康づくりにつながる取組」を「健康づくりに向けた取組」に修正するとともに、「単に健康になるだけでなく」の部分を削除いたしまして、取組の幅を広げました。

そして、前文の最後の段落では、健康長寿社会の「長寿を何かに置き換えたほうがいい」、「健康の康は、幸にすべきでは」とのご意見を受けまして、「活力ある健康長寿社会」を「健幸で活力ある社会」に修正いたしました。併せて解説も修正しています。

「1 目的」でも、同様に、「活力ある健康長寿社会」を「健康で活力ある社会」に修正いたしました。解説も同様です。

次に「2 定義」です。

ライフステージという言葉は定着しているのかとのご指摘がございましたので、定義の3号に追加しました。ライフステージの定義は、国の基本的な方針で示された（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）定義を引用しました。以下、3号を4号にし、以下順に号を送っています。

また、市民公益活動団体の定義では、表現をそろえるということで「コミュニティ」を「コミュニティ組織」に、「ボランティア」を「ボランティア団体」に修正しています。

また、事業者と保健医療福祉関係者の定義にある「その他の団体」の表現ですが、「その他の団体」は法人格を持っていない任意団体として、そのままとしております。

次に定義の解説ですが、3号でライフステージの解説を加えました。また、ライフステージの区分の解説にあった年齢を省きました。また、6号の事業者ですが、「民間の企

業・商店、社会福祉法人等」とあったのを「企業・商店等」とし、解説の表現を明解にしました。そして、7号の学校等の解説では、「大学」を加え、訂正を加えました。

次に「3 基本理念」です。

1号では、「自らの健康に関心を持ち、ライフステージに応じて」としていた部分を「自らの健康や生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態やライフステージに応じて」に改め、食やフレイルの意味合いを意識した表現にいたしました。また、3号では「及び食を通じて」を加え、理念に「食」を加えました。

また、理念の解説ですが、ライフステージを定義の前条に移したことにより、ここでの解説から削除しました。

併せて、条文の修正に伴い、1号、3号の解説を変更いたしました。

以上、条例（素案）要綱及び解説の修正案についての説明とさせていただきます。

#### ○委員

活発な地域活動が強みとされているが、どの程度活発にできているのか。自治会員が減ってきていて、いつも同じメンバーとなっている。広がっていけばいいが。地域活動が全てでつながっていると書かれているが、それができているのか。一市民としてはなかなかそこまで浸透できていない気がする。

#### ○委員

各自治会の参加率、加入率は90%・85%・50%とバランスが違う。地域分権等で、地域の格差をなくすこと、市も自治会の加入の促進を進めている。こういう健幸条例をめざして理想の地域社会を謳っているのではと解釈している。

#### ○事務局

市も地域分権制度を進め、一括交付金等を交付し、一緒になって進めている。健康づくりは市だけではできない。地域の各事業に参加いただくことで、地域づくり、健康づくりが進んでいくという思いで、地域、健康づくりを前文に入れている。地域によってさまざまですが、市も地域と一緒に進めていきたい。

#### ○委員

他市に比べてコミュニティが活発なところが多いが、地域によって温度差がある。

例えば「他市には見られない活発な地域活動を実施しているところも多く見られ」とすればどうか。他市よりも進んでいるが、市内の地域によっては全てが活発かといえそうとも言えない。

#### ○委員

桜小は自治会加入率が非常に悪い。市内でもコミュニティ活動が活発なところも多く、皆で盛り上げて、地域活動を活発に進めていく必要があるので、「活発な地域活動」という一文は必要と思う。

○部会長

その辺りも含め、再度、行政でも検討を。

## ●条例(素案)要綱の構成・条文について(「5 市民公益活動団体の役割」から)

### 5 市民公益活動団体の役割、6 事業者の役割、7 学校等の役割、8 保健医療福祉関係者の役割、9 市の責務について

○事務局 説明

それでは、資料4の(素案)要綱の解説を基に前回の続きになりますが「5 市民公益活動団体の役割から9の市の責務までを、資料4の(素案)要綱の解説を基に、ご説明させていただきます。

まず5、市民公益活動団体の役割ですが、それぞれの持つ地域とのつながりや知識、専門性を生かして、市民公益活動団体が健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、市民公益活動団体が協力するよう努めることを定めています。

次に6、事業者の役割ですが、事業者は、従業員等が受診しやすいように配慮した健康診断、検診等の機会の確保や健康に配慮した職場環境の整備等に努めるとともに、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、事業者が協力するよう努めることを定めています。

次に7、学校等の役割ですが、子どもたちの基本的な生活習慣は、家庭とともに学校等においても培っていく必要があります。特に、学校等は教育の場でもあり、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識態度を習得させるための健康教育を実践することにより、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、学校等が協力するよう努めることを定めています。

次に8、保健医療福祉関係者の役割ですが、それぞれの専門性を生かし、保健医療福祉に関する正しい情報を市民に提供するとともに、保健指導、健康診断、検診、栄養相談、介護予防、その他の保健医療福祉サービスを市民がそれぞれの個人に応じ適切に受け取ることができるよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、保健医療福祉関係者が協力するよう努めることを定めています。

次に9、市の責務ですが、市は、健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施するものとし、実施するにあたっては、検証等による評価、見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図ることを明記しています。

以上で、(素案) 要綱の「4 市民の役割」から「9 市の責務」につきましての説明を終わります。

#### 【5 市民公益活動団体の役割】

##### ○委員

市民公益団体とはどういうものか。努めるものとするとなっているが、人・物・金とがないと、自発的に努めていけない。そういったバックボーン（後ろ盾）があるのか。

##### ○委員

定義が広いので、市民公益活動団体を具体的に教えてほしい

##### ○事務局

自治会、コミュニティ組織、ボランティア団体、NPO等の団体を指す。

各組織・地域・団体等で健康につながるような行事、事業が行われている。「努めるものとする」とした時に、何か事業を進める中で人・物・金がなければできないのではと指摘をいただいたが、条例が出来て計画が反映され施策の中で新たな事業に対し助成制度を設ける等も必要になってくると思い、地域の要望に答えていくことも大事である。地域においても既に事業をされており、引き続き健康づくりに対する施策に取り組んでいただくということで役割として入れている。

##### ○委員

地域で健康測定会を実施しているが、関心が高く多くの人がある。費用がかかるが市からの助成金はない。「努めるものとする」と言い切ってしまうと、役所用語では、義務づけになるのではないのか。市とは別の費用で賄っているのが実情であるので、自治会等が反発すると思う。

##### ○委員

「取り組むように努める」でもいいのでは。「努めるものとする」では、義務になってしまうのでは。

##### ○事務局

表現上のこともあるので、法制担当と調整する。

#### 【6 事業者の役割】

##### ○委員

(1)「努めるものとする」の表現でいいのでは。事業者は、雇い入れているので義務がある。健康診断も年1回義務付けられていることもあるので。

(2)「協力するよう努めるものとする」は理解しづらい。

##### ○委員

「ものとする」という表現で言葉が固くなっているのでは。二つの言葉が重なっているのだからわかりにくい。「協力する」で切ってはどうか。

・事務局

表現について検討していきたいと思う。

【7 学校等の役割】

○委員

前文等と同様「努めるものとする」がどうかと思うが、他は問題ないと思う。

○委員

問題なく、活動しやすくなると思うので賛成している。

○部会長

これも「努めるものとする」の表現について検討を。内容については問題なし。(意見取りまとめ。)

【8 保健医療福祉関係者の役割】

○委員

前文等と同様「協力するよう努めるものとする」が気になる。二重にかぶさっているような感じがする。すっと入ってくる表現になればよいが。

○委員

「協力するよう努めるものとする」条例になれば仕方がないのかもしれないが。

○委員

協力する場合は助成をするというのならまだいいが、努力義務だけ言われても。

学校等は、市立、県立、私立と条件がそれぞれ違う、同じように位置付けるのはどうか、理念は賛成できるがきついのでは。市が決めたことを一緒に推進してくださいと努力義務になるので、表現的に考えてあげてください。

○委員

この頃、大学では、地域連携をしなさいとかなり厳しい指導があるのでその辺りは問題はないのでは。

解説のところで、「栄養相談」を「栄養・食事相談」としてほしい。

栄養相談は、栄養素の話が主になるが、基本的には食事、食生活をどういうふうにすればいいのかが主体となる。栄養相談は、病気を見つけたり、生活習慣病を見つけたりとなり、食事相談を入れることで、バランスのいい食事、野菜、魚、ご飯等料理の具体的な話となり聞きやすくなるので、食事を入れておいた方がいいのでは。

保健医療の中でも、栄養相談指導料の場合は、栄養食事指導料となっているので、二つ入れておいた方がいいのでは。

○委員

確かに分けた方が一般の方にはわかりやすいと思う。

○委員

7.に戻るが、食べるものも多数あり、体に悪いものもある。学校で自分の健康のため何を選んで食べるかなどの授業があれば、子ども達が楽しんで実践できると思う。

○委員

それがまさしく食育であり、自分で選ぶ能力をつけるのが食育のねらいである。栄養教諭や家庭科の先生が指導されていると思う。

○部会長

それでは、栄養と食事の間に点を入れるということで良いですね。

## 【9 市の責務】

○委員

専門家の意見を聞いて策定いただきたい。

○事務局

計画策定にあたっては、条例制定の2年後に策定となるので、健康づくり推進協議会の場でご意見を伺い進めていきたい。

## **10 基本計画、11 歩いて暮らすまちづくりの推進に関する施策、12 からだと心の健康づくりに関する施策、13 歯及び口腔の健康づくりに関する施策、14 食育の推進に関する施策**

○事務局 説明

それでは、10の基本計画から14の食育の推進に関する施策までを、資料4の(素案)要綱の解説を基に、ご説明させていただきます。

まず10、基本計画については、健幸まちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定し、重点的に取り組む4分野、歩いて暮らすまちづくりの推進、からだと心の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、食育の推進、及びその他必要と認める事項についての施策の基本的な方針等を定めています。

なお、第3項では、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ健康づくり推進協議会の意見を聴くこととしています。

次に11、歩いて暮らすまちづくりの推進に関する施策についてです。

個人の健康は社会環境の影響を大きく受けることから、健康づくりに取り組みやすい環境を整えることが重要です。ここでは、市が行う「歩いて暮らすまちづくり」を推進するための施策を規定しています。

①では、運動の習慣化を促進するため、楽しく歩くことを基本とした、市民が主体的に健康づくりに取り組む意欲が喚起される施策を実施することとしています。

②では、人と人のつながりの力が高い地域に住んでいる人ほど健康度も高いと言われていることから、生涯にわたっていきいきと元気に過ごすために、多様な地域交流と社



会参加ができる環境の整備に関する施策を実施することとしています。

健康につながる視点からも、コミュニティ活動、自治会活動、社会教育活動、ボランティア活動等への参加機会を促進し、交流の場づくりをすることが必要です。

また、遊歩道や公園など身近な地域で出会った人との挨拶や会話といった、小さな出会いがある「歩いて楽しいまち」も、人と人とのつながりの力が高まり地域の活性化にもつながります。

③では、まち歩きを促す歩行空間の形成や公共交通の利用環境を高めるなど、健康づくりを支援する生活環境や交通環境その他の整備に関する施策を実施することとしています。

高齢者などが徒歩で外出するためには、沿道景観、休憩場所、公園、凸凹や段差のない歩道、利用しやすい公共交通などの環境整備が必要です。

次に12、からだと心の健康づくりに関する施策についてです。

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要です。社会生活を営むために必要な機能を維持するためには、ライフステージに応じたからだの健康と心の健康が重要です。

市が行う生活習慣病等の予防に関する健康づくりと心の健康づくりを推進するための施策を規定しています。

①では、「生活習慣病等の予防に関する知識」には、ライフステージに応じた適切な運動や健全な食生活など好ましい生活習慣、特定健診・がん検診及び特定保健指導の有用性、喫煙・飲酒による健康被害、感染症、インフルエンザ等の予防があげられます。

施策として、ホームページや広報媒体等を通じた広報活動の実施、講演会や教室等の開催があげられます。

②では、保健事業は、川西市医師会や関係機関と連携し行うもので、健康増進事業として、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、がん検診、健康診査等が、予防接種事業として予防接種法に基づき実施される「定期接種」および「臨時接種」等が、母子保健事業として母子健康手帳の交付、乳用児健康診査、健康相談、健康教育、家庭訪問等が、介護予防事業として転倒予防・運動機能向上、認知症予防、うつ・閉じこもり予防、口腔ケアなどのプログラムを取り入れた介護予防教室の開催等があげられます。

③では、心の健康とは、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。うつ病をはじめとする心の病気は、自殺との関連が深いといわれています。心の健康を保つには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことが大切です。そして、本人はもとより、周囲の人も心の不調に早めに気づき、声かけするなど、社会全体での支えあいが必要です。そのために、一人ひとりが心の病気に対する正しい知識をもち、適切なストレスマネジメントを施すことができるよう知識の普及及

び啓発を行うこととしています。

また、虐待やいじめ、DV、うつ病等、個々に応じた相談事業や支援に取り組むとともに、不安や負担を抱え孤立しやすい子育て中の保護者や高齢者等の介護者が気軽に悩みを相談することができる体制の整備に取り組むこととしています。

次に13、歯及び口腔の健康づくりに関する施策についてです。

歯と口腔の健康は、糖尿病などの生活習慣病の予防はもとより、全身の健康の保持増進にも深くかかわり、生涯自分の歯で「よく噛んでおいしく食べる」「会話を楽しむ」などといった生活の質の向上のためにも重要です。

市が行う「歯と口腔の健康づくり」を推進するための施策を規定しています。

①では、市民の歯と口腔の健康づくりに対する意識を高めると同時に8020運動のさらなる推進を図るため、「歯と口腔の健康」の重要性や、全身疾患との関係、予防方法などの必要な情報や知識をセミナーの開催などを通じて普及啓発することについて定めたものです。

②では、川西市歯科医師会や関係機関と連携し行う歯科保健事業で、健康増進事業として歯周疾患健診、健康教育、歯科相談等が、母子保健事業として妊婦・乳幼児歯科健診、健康教育、歯科相談等が、学校歯科保健事業として学校歯科検診、啓発事業等が、歯科診療事業として要介護高齢者、障がい児者、休日歯科応急等があげられます。

③では、川西市ふれあい歯科診療所において、障がいや全身疾患に配慮した治療が必要な人や、介護の必要な高齢者が安心して歯科治療を受けたり相談したりできる歯科保健医療サービスを実施します。

また、治療後の健康の維持や誤嚥性肺炎の予防、口腔機能の維持向上のために定期検診を行うとともに川西市歯科医師会立「訪問歯科センター」との連携により、継続した口腔ケアの実施や訪問歯科診療など、途切れることのないサービスを提供するものです。

次に14、食育の推進に関する施策についてです。

私たちの生活において「食」は生産から流通・消費・廃棄・再生など、あらゆる分野に関わります。近年、生活習慣病の慢性化、食文化の継承や食の安全について不安が高まるなど、社会的な警鐘が鳴らされるなか、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むために、国・県・市等では各地域特性を踏まえた食育の推進が地域協働で図られているところです。

ここでは市が行う「食育」を推進するための施策を規定しています。

①では、健康を維持・推進するうえで健全な食生活の営みは不可欠です。市民自身が食生活を振り返ることで食への関心を持ち、食に関する判断力を養うことできるよう、知識の普及啓発に関する施策を定めています。

規則正しい食習慣や栄養バランスの取れた食生活の実践につながる啓発事業には「生活習慣病予防教室」などの事業や、広報誌での啓発記事の連載などがあげられます。

②では、食は多岐の分野に接点を持つことから、地域協働や庁内連携のもと、多様な

食育の推進に取り組んでいます。

人が健やかで心豊かな人間性を育むために、様々な食体験や食を通じてのコミュニケーションを進めることで、食の楽しさを実感するとともに、自然や食に関わる様々な人との共生の大切さ、食文化の伝承等について学ぶことを定めています。代表的な事業に「かわにし食育フォーラム」「親子料理教室」などがあげられます。

以上で、(素案)要綱の「10 基本計画」から「14 食育の推進に関する施策」につきましての説明を終わります。

#### 【10 基本計画】

##### ○委員

(2)の③「歯及び口腔」となっているが、口腔がわかりにくいので、今は「歯及び口」となっていると思うので調べてほしい。

##### ○事務局

前回の健康づくり推進協議会で、(2)①「歩いて暮らすまちづくり」を「歩いて暮らせるまちづくり」の方がいいのではという意見を頂いた。事務局で検討し、適切な表現であると考え修正したい。

##### ○委員

歩きたくても歩けない人もいるので適切では。

##### ○委員

計画の期間について、長期～短期まで色々あるので、解説の中に入れてはどうか。

##### ○事務局

現在、健康づくり計画、食育計画、この計画の上位に総合計画があり、10年のスパンの中で5年ごとの見直しとなっている。各計画の中で期間を明記していきたい。

##### ○部会長

条例なので、大きな概要であり具体的な詳細項目は含まれない、条例が策定されれば色々な施策が出てくるという解釈で良いか。

##### ○事務局

その中で決めていきたい。

#### 【11 歩いて暮らすまちづくりの推進に関する施策】

##### ○部会長

「暮らす」から「暮らせる」に変わるのですね。

①「主体的な健康づくり」とは、主体的に各住民が計画するという事か。

##### ○事務局

健康づくりそのものがそれぞれの主体的な取り組みであるので、そのように位置付けている。

○委員

②「多様な地域交流」は、市内のみ市外を含むのか

○事務局

基本的には、市内を想定している

○委員

回覧板が回ってきて、行事がたくさんあっても参加者が少ない。どのように広げていったらよいのか考えることも市民の役割として求められるのでは。民生委員さん等、地域活動をしている方ばかりが集まって、他の人たちは参加が少ない。

○委員

関係者ばかりが集まり、一般市民への広がりが少ない。役の人は頑張っているが伝わらない。そこを、広げる、興味を持ってもらう方法を考えていく必要がある。

○委員

コミュニティ、自治会それぞれが活動しているが費用がかかる。

多様な地域交流と社会参加ができる環境とあるが、川西市はいい環境、どこでもハイキング、ウォーキングが出来る等あるが、市としてはどういう風に環境と整備を考えているのか。

○事務局

昨年度から健康づくり事業として始めた健康マイレージの取り組みのように、口コミで広げていただく活動が有効で、地域活動にも広がる。つながりを期待して健康づくりをやっていききたい。前回の会議である委員が地域活動そのものが健康づくりで、それにより参加者も増えるのではないかとおっしゃった。ある意味では、期待して条例を作り、次へ繋げるという願いも込めている。

○委員

条例を作るのであれば各地域ではなく全体的に考えていく必要があるのでは、これでいいと思う。

○委員

①の「市民が行う主体的な健康づくり」は、「市民が主体的に行う健康づくりの取り組み」の方がわかりやすいのでは。

○委員

③について、ウォーキングをしやすい環境づくりとして、道路のやわらかい舗装等の環境、整備も検討し、答申もしていただきたい。地域での呼びかけもしやすい。文言としては問題ないが。

○事務局

これまでは、からだと心の健康づくりや食育や口腔の計画はあったが、健康づくりのハード面であるまちづくりを新たに始めていく方向で11条に入れた。今後、パブリックコメントも聞く予定。公園に健康遊具を設置したり、公共交通による出かけやすい

まちづくりなどの観点から、生活環境、交通環境を11条に追加した。

### 【12 からだと心の健康づくりに関する施策】

○委員

川西市はがん検診の受診率が低いので、「がんの受診率の向上等」も入れてはどうか。がん対策つまり、生活習慣病対策になるが。

○委員

昨年、がんの専門家を呼び講演会を開いて好評だった、賛成である。

○事務局

検討します。

○委員

③「心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発、相談」とあるが、非常に難しいと思う。提案のイメージを教えてください。

○事務局

条例にあげることで、体制、整備を検討していくことになる。

○委員

心の健康は問題になっている。自殺率は、川西は阪神間等で多いのか？社会的にも心の病が増えてきている。今年度から50人以上の事業所の事業主にもストレス度チェックが義務付けられた。条例にあげたということは、前向きに取り組んでいく姿勢であるということだと思う。デリケートな部分で、心のケアは個人情報も多く、慎重に専門家と協力しながら対応していく必要がある。

### 【13 歯及び口腔の健康づくりに関する施策】

○委員

「口腔」となっているのを「口」に変えてもらいたい。内容に関しては、問題ない。

○委員

②の並びは、歯科相談、歯科健診、歯科保健指導の順では。

○委員

順番というか並列です。

○委員

食育推進計画には27年度で終わるが、副テーマとして「噛んで」という言葉が入っているが、「噛む」という言葉が出てこない。噛むは、味覚の問題も入ってくると思うがどうか。

○委員

よく噛んで、おいしく食べるは、今までも実践してきた、解説にも入っているので、

中に入っていると考えてもいいが、入れてもいいのでは。歯科医師会においても、お弁当の日、食育についてもさかんに行ってきたり、特によく噛んで食べるという問題についても検討していきたい。

○部会長

食育に関連することでもあり、検討してもらいたい。

【14 食育の推進に関する施策】

○委員

食育の問題で、食の安全が一番と言われているが、「安心」も文言に入れてはどうか。

**15 人材の育成及び活用、16 普及活動の推進、17 委任**

○事務局 説明

それでは、15の人材の育成及び活用から17の委任までを、資料4の（素案）要綱の解説を基に、ご説明させていただきます。

まず15、人材の育成及び活用については、地域等において健幸まちづくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成及び活用にも努めることとしています。

また、市のスポーツ推進委員や市内に在住する県の健康づくり推進員などの活用も必要です。

次に16、普及活動の推進については、健幸まちづくりに関する市民の理解と関心を深めるため、様々な機会を通じて普及活動を行います。

そして17、委任については、条例の施行に関し必要な事項については別に定めることとしています。

以上で、（素案）要綱の「15 人材の育成及び活用」から「17 委任10」につきましての説明を終わります。

【15 人材の育成及び活用】

○委員

県の健康づくり推進員は、市内に何人ぐらいいるのか。

○委員

いずみ会もほとんど入っていて、確実な人数は分からないが、市内に点在していると思われる。一般の方で、健康づくりのPRをしている。

【16 普及活動の推進】

○委員

11～13号は具体的に掲げられていて納得できる。

普及啓発は一度に実施するのは難しく、11～13個別に講演会等を行っていくなど検討

して行ってほしい。

○事務局

条例を啓発するための講演会や催しは、是非ともやっていきたい。

○委員

医師会としても健康大学や医療フォーラムの講演会等で協力できると思う。

【全体として】

○委員

感染症予防等緊急対応について項目を入れては。市民への危険性の伝達方法等。

○事務局

前回、北米型のインフルエンザがはやった時は、危機管理室と医師会で対応したという経緯がある。

昨年度、計画は策定。現在、行動マニュアル等を危機管理室で作成中。医師会、健康づくり室とも内容を詰めていく作業中であり、条例とは別である。

○事務局

2月3日（水）2時からの全体会に向け、第3回目の専門部会を1月14日（木）の午後4時から川西市医師会医療会館で行います。